

I 教育委員会

1 教育委員会委員



委員長 塩田 澄子



委員長職務代理者 曽田 佳代子



委員 東條 光彦



委員 奥津 晋



教育長 山脇 健

役 職 名	氏 名	委 員 就任年月日	委員現任期
委 員 長	塩 田 澄 子	平22.10. 4	平22.10. 4～26.10. 3
委員長職務代理者	曾 田 佳代子	平23.10. 8	平23.10. 8～27.10. 7
委 員 員	東 條 光 彦	平24. 9. 1	平24. 9. 1～28. 8. 31
委 員 員	奥 津 晋	平25.12.24	平25.12.24～29.12.23
教 育 長	山 脇 健	平20. 9. 1	平24. 9. 1～28. 8. 31

2 教育委員会会議

(平成25年1月～12月 回数14回)

事 件	議案件数	事 件	議案件数	事 件	議案件数
規則等の制定・改正	11	審議会等委員の委嘱・任命	3		
人事関係	10	その他	13		
予算関係	11			合 計	48

3 教育委員会の沿革

- 昭27. 10. 5 教育委員会委員の選挙が実施される。
27. 10. 6 教育委員に小川潔、西村伊勢松、塩田寿代、日下辰太を決定する。
27. 10. 21 市議会選出委員に三宅幸夫を決定。
27. 11. 1 岡山市教育委員会が成立する。
委員互選の結果、委員長に日下辰太、副委員長に小川潔が選任される。
27. 12. 1 教育長に堀野猛が任命される。
28. 10. 30 正副委員長改選。委員長に三宅幸夫、副委員長に小川潔が選任される。
29. 5. 30 議会選出委員三宅幸夫死亡により三宅辰三郎が選出される。
29. 6. 15 正副委員長改選。委員長に小川潔、副委員長に塩田寿代が選任される。
29. 7. 23 事務局庁舎を旧市警本部との庁舎（大併 191の1）に移転。
29. 8. 14 事務局機構一部改革、教育長室、庶務課施設係を新設、学校調査係廃止、指導室を指導課に変更。
30. 4. 29 議会選出委員三宅辰三郎が任期満了により退任。
30. 5. 31 議会選出委員に萩原香が選出される。
30. 6. 15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松、副委員長に塩田寿代が選任される。
31. 3. 31 教育長堀野猛が退職。
31. 4. 1 事務局機構一部改革、教育長室を廃止。
31. 5. 1 事務局機構一部改革、学務課を学校教育課に、指導課を学校教育指導係に変更。学校教育課長国末保一を教育長代理に任命。
31. 6. 15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松、副委員長に塩田寿代が選任される。
31. 8. 31 教育委員総辞職。
31. 9. 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員に秋山武夫、山崎正隆、柴山茂子、松原光信、国末保一が市長から任命される。
委員互選の結果、委員長に秋山武夫を選出、委員長職務代理者に山崎正隆を指定。教育長に国末保一を任命。
32. 8. 31 委員松原光信が任期満了により退任。
32. 9. 9 教育委員に須賀広太が任命される。
32. 9. 14 委員互選の結果、委員長に秋山武夫を選出、委員長職務代理者に山崎正隆を指定。
33. 8. 31 委員柴山茂子が任期満了により退任。
33. 9. 13 教育委員に山内尚子が任命される。
33. 9. 22 委員互選の結果、委員長に秋山武夫を選出、委員長職務代理者に山崎正隆を指定。
34. 8. 31 委員山崎正隆が任期満了により退任。
34. 9. 29 教育委員に河原太郎が任命される。
34. 10. 8 委員互選の結果、委員長に秋山武夫を選出、委員長職務代理者に須賀広太を指定。
35. 5. 4 委員長秋山武夫が死亡。
35. 6. 17 秋山武夫の後任として服部克己が任命される。
35. 6. 18 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に須賀広太を指定。
35. 8. 31 委員服部克己、国末保一が任期満了により退任。
35. 9. 1 委員服部克己、国末保一が再任される。
委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に須賀広太を指定、教育長に国末保一を再任。
36. 9. 8 委員須賀広太が任期満了により退任。
36. 9. 12 教育委員に稻田洋一が任命される。
36. 9. 16 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に山内尚子を指定。
37. 4. 1 事務局機構一部改革、社会教育課体育係廃止、保健体育課新設。
37. 9. 12 委員山内尚子が任期満了により退任。
37. 10. 4 委員山内尚子が再任される。
37. 10. 8 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に河原太郎を指定。
38. 4. 1 事務局機構一部改革、庶務課施設係廃止、施設課新設。
38. 9. 28 委員河原太郎が任期満了により退任。
38. 10. 4 教育委員に佐藤弘が任命される。
38. 10. 7 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に稻田洋一を指定。
39. 8. 31 委員服部克己、国末保一が任期満了により退任。
39. 9. 1 委員服部克己、国末保一が再任される。
委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に稻田洋一を指定。教育長に国末保一を再任。

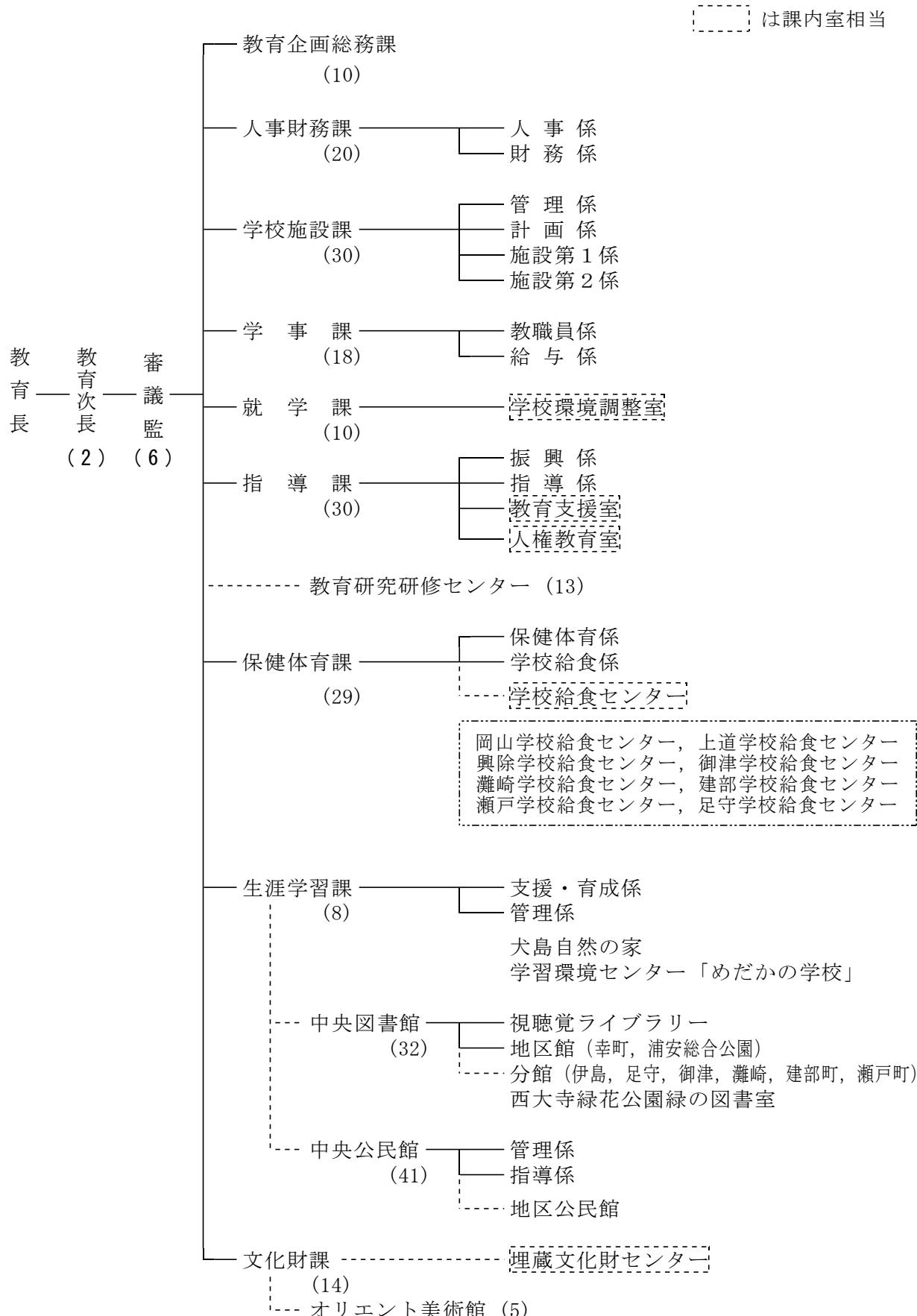
- 昭40. 9. 11 委員稻田洋一が任期満了により退任。
40. 9. 21 教育委員に西下賢治が任命される。
40. 10. 1 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に山内尚子を指定。
41. 9. 30 教育長国末保一が辞任。
41. 10. 1 教育委員に難波輝夫が任命される。教育長に難波輝夫を任命。
41. 10. 3 委員山内尚子が任期満了により退任。
41. 10. 4 教育委員に山本尚子が任命される。
41. 10. 5 委員互選の結果、委員長に服部克己を選出、委員長職務代理者に佐藤弘を指定。
41. 12. 21 委員服部克己が辞任。
41. 12. 26 服部克己の後任として大和人士が任命される。委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に西下賢治を指定。
42. 10. 1 委員佐藤弘が再任される。委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出。
43. 8. 31 委員大和人士、難波輝夫が任期満了により退任。
43. 9. 1 委員大和人士、難波輝夫が再任される。教育長に難波輝夫を再任。
43. 10. 4 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に西下賢治を指定。
44. 7. 15 事務局機構一部改革、学校教育課を廃止し、学事課を新設。学校教育課指導係を廃止し、指導課を新設。
44. 9. 20 委員西下賢治が任期満了により退任。
44. 9. 29 教育委員に中島保が任命される。
44. 10. 4 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に山本尚子を指定。
45. 10. 3 委員山本尚子が任期満了により退任。
45. 10. 4 教育委員に松本満寿子が任命される。
45. 10. 16 委員互選の結果、委員長に佐藤弘を選出、委員長職務代理者に大和人士を指定。
46. 5. 1 事務局機構一部改革、社会教育課文化係を廃止、文化課新設。
46. 10. 3 委員佐藤弘が任期満了により退任。
46. 10. 8 教育委員に木原佑一が任命される。
46. 10. 22 委員互選の結果、委員長に大和人士を選出、委員長職務代理者に中島保を指定。
47. 8. 31 委員大和人士、難波輝夫が任期満了により退任。
47. 9. 1 教育委員に佐藤次文、橋本進が任命される。
- 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出。教育長に橋本進を任命。
48. 9. 28 委員中島保が任期満了により退任。
48. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
48. 12. 22 教育委員に甲元恒也が任命される。
49. 4. 1 事務局機構一部改革、民主教育指導室を新設。
49. 10. 4 委員松本満寿子が再任される。
49. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
50. 10. 7 委員木原佑一が任期満了により退任。
50. 10. 8 教育委員に中島博が任命される。
50. 10. 14 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
51. 4. 1 事務局機構一部改革、民主教育指導室を民主教育指導課に変更。
51. 8. 31 委員佐藤次文、橋本進が任期満了により退任。
51. 9. 1 委員佐藤次文、橋本進が再任される。委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出。教育長に橋本進を再任。
52. 9. 6 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に松本満寿子を指定。
52. 12. 21 委員甲元恒也が任期満了により退任。
52. 12. 23 委員甲元恒也が再任される。
53. 4. 1 事務局機構一部改革、保健体育課を廃止し、学校保健課、市民体育課を新設。
53. 10. 3 委員松本満寿子が任期満了により退任。
53. 10. 4 教育委員に喜多嶋美枝子が任命される。委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に甲元恒也を指定。
54. 10. 7 委員中島博が任期満了により退任。
54. 10. 8 教育委員に小林稔が任命される。
54. 10. 11 委員互選の結果、委員長に佐藤次文を選出、委員長職務代理者に甲元恒也を指定。
55. 8. 31 委員佐藤次文、橋本進が任期満了により退任。
55. 9. 1 教育委員に江草安彦、水谷靖が任命さ

	れる。	
	委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出、委員長職務代理者に小林稔を指定。教育長に水谷靖を任命。	
昭56. 9. 1	委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出、委員長職務代理者に小林稔を指定。	
56. 12. 22	委員甲元恒也が任期満了により退任。	
56. 12. 23	委員甲元恒也が再任される。委員互選の結果、委員長に甲元恒也を選出。	
57. 10. 3	委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。	
57. 10. 4	委員喜多嶋美枝子が再任される。	
57. 12. 22	委員甲元恒也が辞任。	
57. 12. 25	甲元恒也の後任として横田勉が任命される。	
58. 1. 6	委員互選の結果、委員長に小林稔を選出。	
58. 2. 19	委員長職務代理者に喜多嶋美枝子を指定。	
58. 4. 13	事務局機構一部改革、民主教育指導課を同和教育指導課に変更。	
58. 6. 1	事務局機構改革、部・室制を新設。 管理部（総務課、財務課、施設課）、学校教育部（学事課、指導課、学校保健課）、社会教育部（社会教育課、文化課、市民体育課），同和教育指導室、西大寺分室。	
58. 8. 21	委員江草安彦が辞任。	
58. 8. 22	江草安彦の後任として赤枝郁郎が任命される。	
58. 9. 5	委員（教育長）水谷靖が辞任。	
58. 9. 6	教育長職務代理者に教育次長永井一夫を指定。	
58. 10. 1	水谷靖の後任として奥山桂が任命される。教育長に奥山桂を任命。	
58. 10. 7	委員小林稔が任期満了により退任。	
58. 10. 8	教育委員に辻吉之祐が任命される。	
58. 10. 11	委員互選の結果、委員長に横田勉を選出。	
59. 8. 31	委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。	
59. 9. 1	委員赤枝郁郎、奥山桂が再任される。 教育長に奥山桂を再任。	
59. 10. 11	委員互選の結果、委員長に横田勉を選出。	
60. 12. 22	委員横田勉が任期満了により退任。	
60. 12. 24	委員横田勉が再任される。	
	60. 12. 26 委員互選の結果、委員長に横田勉を選出、委員長職務代理者に赤枝郁郎を指定。	
	61. 10. 3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。	
	61. 10. 4 委員喜多嶋美枝子が再任される。	
	61. 12. 26 委員互選の結果、委員長に赤枝郁郎を選出、委員長職務代理者に辻吉之祐を指定。	
	62. 10. 7 委員辻吉之祐が任期満了により退任。	
	62. 10. 8 委員辻吉之祐が再任される。	
	62. 12. 26 委員互選の結果、委員長に辻吉之祐を選出、委員長職務代理者に喜多嶋美枝子を指定。	
	63. 8. 31 委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。	
	63. 9. 1 委員赤枝郁郎、奥山桂が再任される。 教育長に奥山桂を再任。	
	63. 12. 26 委員互選の結果、委員長に喜多嶋美枝子を選出、委員長職務代理者に横田勉を指定。	
平元. 12. 23	委員横田勉が任期満了により退任。	
12. 24	教育委員に平松捷が任命される。	
12. 26	委員互選の結果、委員長に赤枝郁郎を選出、委員長職務代理者に辻吉之祐を指定。	
2. 10. 3	委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。	
2. 10. 4	教育委員に高田武子が任命される。	
2. 12. 26	委員互選の結果、委員長に辻吉之祐を選出、委員長職務代理者に平松捷を指定。	
3. 10. 7	委員辻吉之祐が任期満了により退任。	
3. 10. 8	教育委員に藤原静雄が任命される。委員互選の結果、委員長に平松捷を選出、委員長職務代理者に高田武子を指定。	
4. 8. 31	委員赤枝郁郎、奥山桂が任期満了により退任。	
4. 9. 1	教育委員に片岡和男が任命される。委員奥山桂が再任される。教育長に奥山桂を再任。	
4. 10. 8	委員互選の結果、委員長に高田武子を選出、委員長職務代理者に藤原静雄を指定。	
5. 10. 8	委員互選の結果、委員長に藤原静雄を選出、委員長職務代理者に片岡和男を指定。	
5. 12. 23	委員平松捷が任期満了により退任。	
5. 12. 24	委員平松捷が再任される。	
6. 10. 3	委員高田武子が任期満了により退任。	
6. 10. 4	委員高田武子が再任される。	
6. 10. 8	委員互選の結果、委員長に片岡和男を選出、委員長職務代理者に平松捷を指定。	
7. 2. 27	教育長職務代理者に教育次長池芳昭を指定。	

平7. 3. 31	委員（教育長）奥山桂が辞任。	学校再編推進室を廃止し新しい教育推進課を新設。
7. 4. 1	奥山桂の後任として戸村彰孝が任命される。	委員片岡和男、戸村彰孝が任期満了により退任。
7. 4. 3	教育長に戸村彰孝を任命。	教育委員に田邊研二、玉光源爾が任命される。教育長に玉光源爾を任命。
7. 10. 7	委員藤原静雄が任期満了により退任。	委員互選の結果、委員長に西田秀史を選出、委員長職務代理者に平田嬉世子を指定。
7. 10. 8	委員藤原静雄が再任される。委員互選の結果、委員長に平松捷を選出、委員長職務代理者に高田武子を指定。	委員互選の結果、委員長に平田嬉世子を選出、委員長職務代理者に平田嬉世子を指定。
8. 4. 1	事務局機構一部改革、学校保健課を廃止し、保健体育課を新設。市民体育課を廃止し、スポーツ振興課を新設。	事務局機構一部改革、総務課内財務室を廃止。
8. 8. 31	委員片岡和男、戸村彰孝が任期満了により退任。	生涯学習課内に岡山市青少年育成センターを新設。
8. 9. 1	委員片岡和男、戸村彰孝が再任される。教育長に戸村彰孝を再任。	委員互選の結果、委員長に平田嬉世子を選出、委員長職務代理者に森靖喜を指定。
8. 10. 8	委員互選の結果、委員長に高田武子を選出、委員長職務代理者に藤原静雄を指定。	委員西田秀史が任期満了により退任。
9. 4. 1	事務局機構一部改革、財務課を廃止し総務課内に財務室を新設。	教育委員に奥田哲也が任命される。
9. 10. 8	委員互選の結果、委員長に藤原静雄を選出、委員長職務代理者に片岡和男を指定。	事務局機構一部改革、同和教育指導室を廃止し、人権同和教育室を新設。
9. 12. 23	委員平松捷が任期満了により退任。	委員平田嬉世子が任期満了により退任。
9. 12. 24	教育委員に西田秀史が任命される。	教育委員に内田通子が任命される。
10. 4. 1	事務局機構一部改革、学校教育部に学校再編推進室を新設。学事課内に中高一貫校開設準備室を新設。社会教育部を生涯学習部に、社会教育課を生涯学習課に名称変更。スポーツ振興課内に国体準備室を新設。西大寺分室を廃止。	委員互選の結果、委員長に森靖喜を選出、委員長職務代理者に田邊研二を指定。
10. 10. 3	委員高田武子が任期満了により退任。	委員長に田邊研二を選出、委員長職務代理者に奥田哲也を指定。
10. 10. 4	教育委員に平田嬉世子が任命される。	委員森靖喜が任期満了により退任。
10. 10. 8	委員互選の結果、委員長に片岡和男を選出、委員長職務代理者に西田秀史を指定。	教育委員に井上眞澄が任命される。
11. 4. 1	事務局機構一部改革、中高一貫校開設準備室及び国体準備室（市長事務部局へ）を廃止。 岡山後楽館中学校・高等学校（中高一貫校）を開校。	事務局機構一部改革、総務課、新しい教育推進課を廃止し、教育企画総務課、人事財務課を新設。
11. 10. 7	委員藤原静雄が任期満了により退任。	また、指導課の課内室として、教育支援室を設置。保健体育課に学校給食センターを配置。
11. 10. 8	教育委員に森靖喜が任命される。委員互選の結果、委員長に西田秀史を選出、委員長職務代理者に平田嬉世子を指定。	委員田邊研二、玉光源爾が任期満了により退任。
12. 4. 1	事務局機構一部改革、文化課を廃止し文化財課を新設、文化財課内に岡山市埋蔵文化財センターを新設。	教育委員に塙本千秋が任命される。委員玉光源爾が再任される。
		委員互選の結果、委員長に奥田哲也を選出、委員長職務代理者に内田通子を指定。教育長に玉光源爾を再任。
		事務局機構一部改革、教育企画総務課の課内室として、御津分室、灘崎分室を設置。
		委員（教育長）玉光源爾が辞任。
		委員玉光源爾の後任として山根文男が任命される。教育長に山根文男を任命。
		委員互選の結果、委員長に内田通子を選出、委員長職務代理者に井上眞澄を指定。
		委員奥田哲也が任期満了により退任。
		教育委員に佐々木浩史が任命される。
		事務局機構一部改革、管理部、学校教育部、生涯学習部を廃止。指導課内教

	育センターを課相当の総合教育センターとし、センター内に教育研究・研修室、教育相談室を新設。	
平18. 9. 1	委員互選の結果、委員長に井上眞澄を選出、委員長職務代理者に塚本千秋を指定。	23. 9. 1 委員互選の結果、委員長に柳原正文を選出。委員長職務代理者に渡辺勝志を指定。
18. 10. 3	委員内田通子が任期満了により退任。	23. 10. 7 委員片岡雅子が任期満了により退任。
18. 10. 4	教育委員に岡崎優子が任命される。	23. 10. 8 教育委員に曾田佳代子が任命される。
19. 1. 22	事務局機構一部改革、教育企画総務課の課内室として、建部分室、瀬戸分室を設置。生涯学習課に環境学習センター「めだかの学校」を配置。スポーツ振興課に建部町B&G海洋センター、瀬戸町総合運動公園を配置。	24. 4. 1 事務局機構一部改革、教育企画総務課内建部分室、瀬戸分室を廃止。
19. 4. 1	事務局機構一部改革、スポーツ振興課(市長事務部局へ)を廃止。 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例(愛称岡山っ子育成条例 岡山市条例第147号)を制定、施行。	24. 8. 31 委員柳原正文が任期満了により退任。
19. 9. 1	委員互選の結果、委員長に塚本千秋を選出、委員長職務代理者に佐々木浩史を指定。	24. 9. 1 教育委員に東條光彦が任命される。 委員互選の結果、委員長に渡辺勝志を選出。委員長職務代理者に塩田澄子を指定。教育長に山脇健を再任。
19. 10. 7	委員井上眞澄が任期満了により退任。	25. 1. 22 岡山市教育振興基本計画を策定。
19. 10. 8	教育委員に福武れい子が任命される。	25. 3. 31 事務局機構一部改革、岡山市青少年育成センターを廃止。
20. 4. 1	事務局機構一部改革、青年の家を廃止。 犬島自然の家を生涯学習課に配置。	25. 4. 1 事務局機構一部改革、就学課の課内室として、学校環境調整室を設置。
20. 8. 31	委員塚本千秋、山根文男が任期満了により退任。	25. 8. 23 委員互選の結果、委員長に塩田澄子を選出。委員長職務代理者に曾田佳代子を指定。
20. 9. 1	教育委員に柳原正文、山脇健が任命される。教育長に山脇健を任命。 委員互選の結果、委員長に佐々木浩史を選出、委員長職務代理者に岡崎優子を指定。	25. 12. 23 委員渡辺勝志が任期満了により退任。
21. 3. 31	委員福武れい子が願いにより退任。	25. 12. 24 教育委員に奥津晋が任命される。
21. 4. 1	教育委員に片岡雅子が任命される。 事務局機構一部改革、就学課新設。人権同和教育室を廃し、指導課内に人権教育室を設ける。施設課を学校施設課に改称。	
21. 9. 1	委員互選の結果、委員長に岡崎優子を選出、委員長職務代理者に片岡雅子を指定。	
21. 12. 23	委員佐々木浩史が任期満了により退任。	
21. 12. 24	教育委員に渡辺勝志が任命される。	
22. 4. 1	事務局機構一部改革、教育企画総務課内御津分室、灘崎分室を廃し、総合教育センターの教育相談室を指導課内に移管するとともに教育研究・研修室を廃止。	
22. 9. 1	委員互選の結果、委員長に片岡雅子を選出。委員長職務代理者に柳原正文を指定。	
22. 10. 3	委員岡崎優子が任期満了により退任。	
22. 10. 4	教育委員に塩田澄子が任命される。	
23. 4. 1	事務局機構一部改革、総合教育センターを教育研究研修センターと改称。	

1 教育委員会事務局・教育機関の機構と職員数及び事務分掌 H26.4.1現在職員数:269人
 (再任用・任期付短時間勤務・
 嘱託・臨時職員は除く)



事務分掌

教育企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育行政の総合企画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。 (2) 教育制度の調査研究に関すること。 (3) 教育資料の収集及び作成に関すること。 (4) 教育統計に関すること。 (5) 進行管理の総括に関すること。 (6) 教育委員及び教育委員会の会議に関すること。 (7) 各種協議会等に関すること。 (8) 局内における政策法務に関すること。 (9) 局内及び教育機関(幼稚園を除く。)との連絡調整等に関すること。 (10) 広報・広聴及び相談の総括に関すること。 (11) 組織及び事務分掌に関すること。 (12) 公印の管守に関すること。 (13) 請願及び陳情等処理に関すること。 (14) 文書の受発及び管理保守に関すること。 (15) 事務局その他教育機関(幼稚園を除く。)に係る危機管理に関すること。 (16) 他課の主管に属しないこと。
人事財務課	<p>人事係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局及び教育機関の職員の任免, 給与, 分限, 懲戒, 服務その他人事事項及び研修に関すること。ただし, 県費負担教職員, 市立高等学校の校長, 教員及び実習教諭, 市立幼稚園の園長及び教員(以下「教育職員」という。), 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師並びに保健管理医を除く。 (2) 教育委員会委員の報酬及び費用弁償支給に関すること。 (3) 事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の諸給与支給に関すること。 (4) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の勤務時間その他勤務条件に関すること。 (5) 労働安全衛生に関すること。 (6) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。 (7) その他労務管理に関すること。 (8) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の福利厚生に関すること。 (9) 課内他係の主管に属しないこと。 <p>財務係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算編成事務及び執行の調整並びに決算に関すること。 (2) 学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の予算配当及び執行に関すること。 (3) 学校の寄附に関すること。 (4) 学校の備品管理に関すること。 (5) 不用品の処分に関すること。

学校施設課	
管理係	<p>(1) 学校の用地、建築設備等の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。</p> <p>(3) 工事、委託等の契約及び経理事務に関すること。</p> <p>(4) 学校の用地造成に係る測量、調査設計及び起債に関すること。</p> <p>(5) 学校の土木工事に係る設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(6) 学校その他の教育施設(幼稚園を除く。以下同じ。)の建築物等の災害共済に関すること。</p>
計画係	<p>(1) 学校の建築計画に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の保全計画、耐震化計画に関すること。</p> <p>(3) 修繕料等の経理事務に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築に伴う起債及び国庫補助に関すること。</p> <p>(5) 学校の施設台帳に関すること。</p> <p>(6) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。</p>
施設第1係	<p>(1) 学校の建築物及び工作物の工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(2) 学校の建築物、工作物等の直営修繕に関すること。</p> <p>(3) 学校の建築物の耐震化、バリアフリー化等に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校その他の教育施設の建築物等の調査、設計及び工事検査等に関すること。</p>
施設第2係	<p>(1) 学校の建設設備の工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。</p> <p>(2) 学校の建築物、工作物等の直営修繕に関すること。</p> <p>(3) 学校の建築物の耐震化、バリアフリー化等に関すること。</p> <p>(4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校その他の教育施設の建築設備の調査、設計及び工事検査等に関すること。</p>
学事課	
教職員係	<p>(1) 教育職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事事項に関すること。</p> <p>(2) 教育職員の試験及び選考に関すること。</p> <p>(3) 教育職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。</p> <p>(4) 教育職員の評価に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の職員団体に関すること。</p> <p>(6) 教育職員(市立幼稚園の園長及び教員を除く。)の表彰及び叙勲候補者の選考に関すること。</p> <p>(7) 校長会との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 岡山後楽館中・高等学校の入学者選抜に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 教員免許及び教育実習に関すること。 (10) 学校及び幼稚園の組織編成に関すること。(就学に関することを除く。) (11) 教育職員の福利厚生に関すること。 (12) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。 						
給与係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の給与の決定及び支給に関すること。 (2) 県費負担教職員の退職手当に関すること。 (3) 県費負担教職員の給与適正支給の研修指導に関すること。 (4) 指導主事等の履歴及び給与簿の管理に関すること。 						
就学課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童及び生徒の入学、転学、退学その他就学に関すること。 (2) 学齢簿の編制に関すること。 (3) 就学奨励及び就学義務の猶予、免除等に関すること。 (4) 就学援助に関すること。 (5) 高等学校授業料の調定及び収入に関すること。 (6) 児童及び生徒の福利厚生に関すること。 						
学校環境調整室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校環境適正化の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 学校の設置及び廃止に関する事。 (3) 通学区域の設定又は変更に関する事。 (4) 教育委員会情報ネットワークの管理に関する事。 (5) 学校施設の防犯・防災に関する事。 (6) 学校施設の使用に関する事。 						
指導課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">振興係</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 教科用図書の無償給与に関する事。 (3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関する事。 (4) 課内他係室の主管に属しない事務に関する事。 </td></tr> <tr> <td>指導係</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の経営の指導及び助言に関する事。 (2) 小学校、中学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関する事。 (3) 特色ある教育の推進に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (4) 教科用図書の採択に関する事。 (5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関する事。 (6) 教育研究団体の指導育成に関する事。 </td></tr> <tr> <td>教育支援室</td><td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 生徒指導に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (3) 進路指導に関する事。 (4) 児童及び生徒の安全確保に関する事。 (5) 教育相談に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (6) 児童及び生徒の学校への適応指導に関する事。 </td></tr> </table>	振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 教科用図書の無償給与に関する事。 (3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関する事。 (4) 課内他係室の主管に属しない事務に関する事。 	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の経営の指導及び助言に関する事。 (2) 小学校、中学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関する事。 (3) 特色ある教育の推進に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (4) 教科用図書の採択に関する事。 (5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関する事。 (6) 教育研究団体の指導育成に関する事。 	教育支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 生徒指導に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (3) 進路指導に関する事。 (4) 児童及び生徒の安全確保に関する事。 (5) 教育相談に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (6) 児童及び生徒の学校への適応指導に関する事。
振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 教科用図書の無償給与に関する事。 (3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関する事。 (4) 課内他係室の主管に属しない事務に関する事。 						
指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の経営の指導及び助言に関する事。 (2) 小学校、中学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関する事。 (3) 特色ある教育の推進に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (4) 教科用図書の採択に関する事。 (5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関する事。 (6) 教育研究団体の指導育成に関する事。 						
教育支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (2) 生徒指導に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (3) 進路指導に関する事。 (4) 児童及び生徒の安全確保に関する事。 (5) 教育相談に関する事(幼稚園に係るもの除く。)。 (6) 児童及び生徒の学校への適応指導に関する事。 						

	<p>(7) 岡山市教育相談室及び岡山市適応指導教室(あおぞら清輝, トラングル一宮, ラポート牧山及び東部適応指導教室すまいる瀬戸)の管理に関すること。</p> <p>(8) 就学指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(9) その他教育支援体制に関すること。</p>
人権教育室	<p>(1) 人権教育の企画, 指導及び調整に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(2) 人権教育に係る教職員及び保護者等の研修に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(3) 人権教育に係る文化・交流活動に関する事項。</p> <p>(4) 奨学金に関する事項。</p> <p>(5) 関係諸団体との連絡調整に関する事項。</p>
教育研究研修センター	<p>(1) 教育に関する調査研究に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(2) 教育関係職員(幼稚園を除く。)の研修に関する事項。</p> <p>(3) 教育に関する資料の収集, 整理及び提供に関する事項。</p> <p>(4) その他教育の振興を図るために必要な業務に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p>
保健体育課 保健体育係	<p>(1) 学校の保健についての管理及び指導に関する事項。</p> <p>(2) 学校環境の保全に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(3) 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師及び健康管理医の委嘱その他人事事項に関する事項。</p> <p>(4) 学校及び幼稚園の教職員及び児童・生徒の健康診断に関する事項。</p> <p>(5) 就学時の健康診断に関する事項。</p> <p>(6) 日本スポーツ振興センターに関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(7) 学校保健会に関する事項。</p> <p>(8) 岡山市学童校外事故共済制度に関する事項。</p> <p>(9) 学校保健・学校体育の指導及び助言に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(10) 児童・生徒の薬物乱用防止教育・性教育(エイズ教育等)に関する事項。</p> <p>(11) 学校保健・学校体育に関する教職員の研修に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(12) 児童・生徒の体育, スポーツ活動の推進に関する事項。</p> <p>(13) 学校保健・学校体育の調査, 研究及び資料提供に関する事項(幼稚園に係るものを除く。)。</p> <p>(14) 学校体育団体の指導及び助言に関する事項。</p> <p>(15) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関する事項。</p>

	(16) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。
学校給食係	(1) 学校給食の管理運営に関すること。 (2) 学校給食に係る調査・統計に関すること。 (3) 学校給食の実施と食に関する指導に関すること。 (4) 学校給食に関しての教職員の研修に関すること。 (5) 学校給食の施設、設備の保全及び学校給食施設整備の国庫補助事務に関すること。 (6) 学校給食会に関すること。
生涯学習課	
育成・支援係	(1) 生涯学習のための調整に関すること。 (2) 学校・地域の連携推進施策に関すること。 (3) 社会教育関連機関及び関係団体との連絡調整及び振興に関すること。 (4) 社会教育委員会議等に関すること。
管理係	(1) 社会教育施設(少年自然の家及び日応寺自然の森を除く。)の整備に関すること。 (2) 生涯学習施策及び事業の情報提供及び相談に関すること。 (3) 課内他係の所管に属しない事務に関すること。
文化財課	(1) 文化財保護施策に関すること。 (2) 文化財の指定及び解除の事務に関すること。 (3) 文化財の保護管理、調査研究及び活用普及に関すること。 (4) 文化財保護審議会に関すること。 (5) 文化財の保護保存団体に関すること。 (6) 文化財保護法の事務手続に関すること。 (7) 岡山市文化奨励賞に関すること。 (8) 埋蔵文化財の保護、保存及び調査に関すること。
中央図書館	(1) 施設設備の維持管理に関すること。 (2) 予算の経理に関すること。 (3) 文書の收受発送及び保存に関すること。 (4) 調査、統計及び記録に関すること。 (5) 広報及び宣伝に関すること。 (6) 地区館、分館、配本所等との事務連絡に関すること。 (7) 館内奉仕に関すること。 (8) 館外奉仕に関すること。 (9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。 (10) 文化活動に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 利用者の秩序維持に関すること。 (12) 利用の調査及び統計に関すること。 (13) 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。 (15) 資料の製本及び修理に関すること。 (16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。 (17) その他地区館分館の所管に属しない事務に関すること。
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (2) 教材及び教具の管理に関すること。 (3) 予算の経理事務に関すること。 (4) 使用料及び受講料の収納に関すること。 (5) 文書の收受発送及び保存に関すること。 (6) 広報に関すること。 (7) 他係の所管に属しない事務に関すること。
指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公民館事業の指導調整に関すること。 (2) 各種学級、講座等の企画実施に関すること。 (3) 講習会、展示会等文化活動の育成及び開催に関すること。 (4) 視聴覚教育に関すること。 (5) 施設の公共的利用に関すること。 (6) 調査、統計等資料の収集及び情報提供に関すること。 (7) 各種の団体、機関等との連携に関すること。 (8) 公民館職員の研修に関すること。
オリエント美術館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 美術品、考古資料及びその他の資料(以下「美術館資料」という。)の収集、保存及び貸出しに関すること。 (2) 美術館資料の展示に関すること。 (3) 美術館資料についての調査、研究に関すること。 (4) 美術館資料についての講演会、講習会等の開催に関すること。 (5) 関係機関との連絡、協力及び広報宣伝並びに普及に関すること。 (6) その他専門的事項に関すること。 (7) 入館料その他の収入事務等美術館の経理に関すること。 (8) 館の施設・設備の維持管理に関すること。